

『LEGAL QUEST 民法VI』〔第4版〕(ISBN:978-4-641-17931-8) 卷末補遺
民法(相続関係)等の改正の概要

2019年3月20日

非嫡出子の相続分の同等化(最大決平成25・9・4民集67巻6号1320頁を受けた900条4号の改正)を契機に、配偶者の居住権の保護などを内容とする相続法の改正が検討され、2018年7月6日、改正法が国会で成立した(施行日については下表を参照)。

リーガルクエスト民法VI第4版の巻末(437頁)では、上記改正に向けて法制審議会の部会が公表した中間試案と、それに対するパブリックコメントを受けた今後の方向性の概要を紹介した。しかし、その後の検討で試案の一部が変更されたことや、改正法を反映した本書第5版の刊行までの読者の便宜を考慮して、改正法の概要を紹介することにした(法務省のHP:http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html や、法学教室2019年1月号・2月号掲載の窪田充見教授による紹介「相続法改正」(上)(下)も参照)。

●民法等の改正の施行期日の一覧●

- *2019年1月13日:相続法改正のうち、自筆証書遺言の方式を緩和する方策
- *2019年7月1日:相続法改正の原則施行期日(遺産分割前の預貯金の払戻し制度・遺留分制度の見直し・相続の効力等に関する見直し・特別の寄与などの規定)
- *2020年4月1日:相続法改正のうち、配偶者居住権・配偶者短期居住権の新設、および、債権法改正(定型約款等の一部の例外を除く)
- *2020年7月10日:遺言書保管法(法務局における遺言書の保管等に関する法律)
- *2022年4月1日:成年年齢の18歳への引下げと婚姻適齢の改正・成年擬制の廃止など

(1) 配偶者の居住権の保護

第1に、配偶者相続人の居住権の保護として、①「配偶者居住権」(1028条以下)、および、②「配偶者短期居住権」(1037条以下)という、2つの「配偶者の居住の権利」が新設される一方、③婚姻期間20年以上の配偶者間の居住用不動産の遺贈または贈与について、903条3項の「持戻し免除の意思表示」(295頁・300頁以下)を推定する規定(903条4項)が新設された。

①は、相続開始時に被相続人の所有建物に居住していた配偶者が、その居住建物の「全部について」、終身または一定期間、「無償で使用及び収益をする権利」であり(1028条1項柱書、1030条)、遺産分割・遺贈(死因贈与もこれに準ずる〔554条参照〕)・家庭裁判所の審判によって取得することができる(1028条1項1号・2号、1029条)。

例えば、夫Aが妻Bとともに居住してきた土地建物(各1500万円・500万円)と預金(2000万円)を残して死亡し、BとABの子CがAを共同相続した場合、Bが配偶者居住権(評価額400万円)と預金1600万円を、Cが土地・建物(1500万円+500万円-400万円=1600万円)と預金400万円を、遺産分割などで取得しうることになる(土地の評価額は単純化して説明している)。従前の家庭裁判所の実務においても類似の手法が用いられていた(332頁)が、改正法はこれを立法的に整備したものである。

なお、配偶者居住権を遺贈した場合も上記③の持戻し免除の意思表示の推定がされる(1028条3項・903条4項)。

②は、相続開始時に被相続人所有の建物に無償で居住していた配偶者が、その居住建物（またはその一部）について、引き続き「無償で使用する権利」であり（1037条1項柱書）、その期間は次の区分による。すなわち、⑦その建物が配偶者も参加する遺産分割の対象となる場合については、「遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日」、または、「相続開始の時から6箇月を経過する日」の「いずれか遅い日」までの間（1037条1項1号）、④遺贈や特定の財産を「相続させる」旨の遺言（「特定財産承継遺言」〔1014条2項参照〕）などにより、配偶者以外の第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続の放棄により相続権を失った場合（1037条1項柱書ただし書反対解釈）など、上記⑦以外の場合については、居住建物の所有権を取得した者が「配偶者短期居住権の消滅」の「申入れの日から6箇月を経過する日」までの間（1037条1項2号・3項）となる（⑦④とも少なくとも6か月は保障されることになる）。

従前の判例（320頁以下）においても、「相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきた」共同相続人の1人について、「特段の事情のない限り」、被相続人との間に相続開始時から遺産分割終了時まで「無償で使用させる旨の合意」があったと推認され、被相続人の地位を承継した他の相続人等との間で「使用貸借契約関係が存続する」ことが認められてきた（最判平成8・12・17民集50巻10号2778頁）。この判例は、配偶者相続人についても射程を有するが、あくまでも、「特段の事情のない限り」の推認であり、かつ、上記④の類型を射程外とするものであった。改正法は、これらの点を踏まえたものである。

③は、下記(2)の一環でもあるが、居住用不動産の贈与・遺贈について「持戻し免除の意思表示」（903条3項〔295頁・300頁以下〕）を推定することで、具体的相続分や遺産分割において特別受益として考慮されることなく当該不動産を先取りできる扱いをする（配偶者の居住の保護を図る）ものである。

(2) 遺産分割に関する見直し等

第2に、遺産分割に関する見直し等として、上記(1)③のほか、①遺産分割前の預貯金の払戻し制度の創設等と、②遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲に関する規律の創設がされた。

①は、預貯金債権に関する大法廷決定（最大決平成28・12・19民集70巻8号2121頁）等によって、預貯金債権が遺産分割の対象となり（315頁以下）、共同相続人の1人が自己の持分について払戻しを受けるときに、共同相続人全員による共同行使を要することになったことを踏まえたものである。すなわち、葬儀費用・生活費・相続税・相続債務等のための緊急の払戻しが困難になる場合があるため、⑦家庭裁判所の判断を経ないで払戻しをする方策と、④家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策が定められた。

⑦は、遺産分割前の共同相続人に、単独で、「相続開始時の預貯金債権の額（口座単位）」×「3分の1」×「払戻しを求める相続人の法定相続分」により算出される金額について、金融機関ごと（複数の口座がある場合は合算）に法務省令で定める額（150万円）を上限として、一部払戻しを認めるものである（909条の2前段）。

④は、預貯金債権に関しては、「相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により」行使する必要があると家庭裁判所が認めるときに、他の共同相続人の利益を害しない限り、仮分割一般に関する家事事件手続法200条2項の要件を緩和して、「特定の預貯金債権」の「全部又は一部」を申立人に「仮に取得させる」ものである（同条3項）。

②は、遺産の分割前に遺産の全部または一部が処分された場合、従前は、（共同相続人全員の同意がある場合は別として）遺産分割時に存在する遺産のみが分割の対象とされた

のに対し、共同相続人「全員の同意」を原則としつつ、処分した共同相続人については「同意を得ることを要しない」で、「当該処分された財産」が「遺産の分割時に遺産として存在するものとみなす」ことを認めるものである（906条の2）。

例えば、子ABCが甲絵画（300万円）と乙土地（900万円）を相続した後、Aが甲を勝手に売却して代金を得た場合、Aを含めた共同相続人全員の同意がなければ、Aが得た利益を遺産分割で考慮することはできず、不当な結果となっていた（乙につきABCとも取得額として各300万円を主張でき、BCはAに対し不法行為または不当利得に基づく各100万円の金銭債権を有するにとどまった）。これに対し、改正後は、BCの同意があれば、遺産分割において、Aが処分した甲を考慮して、乙につき、Aは取得額として100万円しか主張できず、BCは取得額として各400万円を主張できることになった。

（3） 遺言制度に関する見直し

第3に、遺言制度に関する見直しとして、①自筆証書遺言の方式緩和、②遺言の効力等の見直し、③遺言執行者の権限の明確化等に関する改正がされた。

①は、全文の自書を要求している従前の自筆証書遺言の方式（367頁以下）を緩和し、自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよいとしつつ、財産目録の各頁に署名押印することを要するとした（968条2項）。なお、自筆証書遺言の偽造・変造・紛失のリスクを減らすために、法務局で保管する制度が新設された（遺言書保管法）。

②は、相続分の指定があった場合の債務の承継に関する判例（最判平成21・3・24民集63巻3号427頁）の準則（292頁）を明文化した（902条の2）ほか、遺贈の担保責任に関する改正前の998条の規定に代えて、遺贈義務者について相続開始時の状態で引き渡す義務を原則として負う旨の規定に改めた。

③は、⑦遺言執行者の一般的な権限として、遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は相続人に対し直接にその効力を生ずることを明文化するとともに（1015条）、④特定遺贈や「特定財産承継遺言」（1014条2項参照）がされた場合における遺言執行者の権限等を明確化したものである（1014条）。

そのほか、相続人による遺言の執行を妨げる行為の効力が無効であることを明文化する（1013条2項本文）一方、その行為の相手方たる「善意の第三者」を保護する新たな規律を定めた（同項ただし書）。それに伴って、1013条違反を絶対的に無効としてきた判例の準則（406頁）は立法的に変更されることになる。

（4） 遺留分制度の見直し

第4に、遺留分制度に関する見直しとして、①減殺請求権の効力・法的性質、②生前贈与の算定方法、③受遺者や受贈者が相続債務を弁済等した場合について、新たな規律が定められた。

①は、従前の減殺請求権が、遺留分を侵害する遺贈等の効力を否定（減殺）することで、直ちに物権的な効力が発生し、それに基づく現物返還の原則とそれに対する例外としての価額弁償（改正前1041条）という構成をとっていた（422頁以下）のに対し、改正後の遺留分侵害額請求権については、（遺留分を侵害する遺贈等の効力を維持したまま）金銭債権のみが発生するものに改めたものである（1046条）。改正法においても、形成権としての侵害額請求権について特別な期間制限（1048条）がかかり、その行使の結果として発生する請求権（改正法では金銭債権）については消滅時効の一般原則による（430頁）点は、変わらない。

この改正（金銭債権化）で、減殺によって発生する共有関係や価額弁償をめぐる複雑な問題（423頁以下）は解消されることになった。また、従前の「減殺」の問題が遺留分侵害額の「負担」の問題に置き換わることに伴い、従前の「減殺の割合や順序」に関する規定（改正前1033条~1035条）が「負担の割合や順序」に関する規定（1047条1項）として整備されることになった（解釈を含めた従前の実質的内容は維持されている）。

なお、遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者等が、金銭を直ちには準備できない場合がありうることから、かかる場合に受遺者等が、裁判所に対し、金銭債務の全部または一部の支払につき期限の許与を求めることができる旨の制度が設けられた（1047条5項）。

②は、改正前1044条の903条の準用に関する判例（最判平成10・3・24民集52巻2号433頁）の準則（414頁）を立法的に変更し、相続人に対する特別受益となる贈与については、当事者双方が遺留分侵害に悪意でない限り、「相続開始前の」「10年」「間にしたものに限り」、遺留分算定の基礎への算入および遺留分侵害額の負担の対象としたものである（1044条3項・1項、1047条1項柱書）。

③は、遺留分侵害額の請求（1046条1項）を受けた受遺者等が、遺留分権利者に承継された相続債務につき弁済・免責的債務引受などの債務を消滅させる行為をしたときに、⑦消滅した債務額の限度において、遺留分権利者に対し、1047条1項により（遺留分侵害額について）負担する債務の消滅を請求することができる（1047条3項前段）とともに、①上記⑦により消滅した債務額の限度で、受遺者等が遺留分権利者に対して取得した求償権が消滅する旨（同項後段）を新たに規定したものである。

(5) 相続の効力等に関する見直し

第5に、相続の効力等に関する見直しとして、「相続による権利の承継」に関し、「遺産の分割によるものかどうかにかかわらず」、法定「相続分を超える部分」については、「対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」、とする新たな規律を定めた（899条の2）。

従前は、特定の財産を「相続させる」旨の遺言（特定財産承継遺言〔1014条2項参照〕）や相続分の指定で、法定相続分を超える持分を取得することについては、登記なくして第三者に対抗できるとするのが判例（最判平成14・6・10家月55巻1号77頁・最判平成5・7・19家月46巻5号23頁）の準則であったが、従来から批判も有力であり（396頁・292頁）、取引安全の観点から立法的に変更したものである。

(6) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

第6に、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、相続人以外の被相続人の親族（相続放棄・欠格・廃除で相続権を失った者を除く）が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができるとする規定を新設した（1050条）。

従前の寄与分の制度（904条の2〔301頁以下〕）は、あくまでも共同相続人の寄与について遺産分割の中で考慮するものであって、共同相続人の配偶者や子の寄与を共同相続人の寄与と解する余地があるとしても、その配偶者や子が寄与分を受け取ることができるわけではない。

相続人以外の者の貢献の考慮は、昭和55（1980）年の相続法改正の際にも検討されたが、改正が見送られたものである。約40年の歳月を経て、改正が実現したことになる。